

旧県規則附則第14号及び第15項(規則附則第 5項関係)

14 昭和49年 9月30日の前において設置されている揚水設備 (同日において設置の工事がされているものを含む。) で同年10月29日までの間に提出されている条例第43条の 5第 3項の届出書に係るもののうち次の表の上欄に掲げるものについては、当分の間、別表第 9の11の規定にかかわらず、同表の 1の項から 3の項までに規定する許可の基準は適用せず、同表の 4の項に規定する許可の基準は、次の表の下欄に定めるとおりとする。

揚水設備による 1日当たりの総揚水量が 350立方メートルを超える場合で当該揚水設備により採取する地下水が次の各号のいずれかに該当する揚水設備 (1) 工業 (工業用水法第 2条第 2項に規定する工業をいう。以下同じ。) の用に供しようとする地下水 (2) 建築物用地下水 (建築物用地下水の採取の規制に関する法律第 2条第 1項に規定する建築物用地下水をいう。以下同じ。) (3) 温泉 (温泉法 (昭和23年法律第 125号) 第 2条第 1項に規定する温泉をいう。以下同じ。) (4) 鉱業 (鉱業法 (昭和25年法律第 289号) 第 2条第 1項に規定する鉱業をいう。以下同じ。) の用に供しようとする地下水 (5) 工業用水道事業 (工業用水道事業法 (昭和33年法律第84号) 第 2条第 4項に規定する工業用水道事業をいう。以下同じ。) により供給しようとする地下水	届出に係る 1日当たりの揚水量に0.8を乗じて得た量 (当該乗じて得た量が 350立方メートル以下であるときは、350立方メートル) であること。
--	---

15 昭和51年 4月 1日の前において条例第43条第 1項及び第43条の 6第 1項の許可を受けた揚水設備並びに条例第43条の 5第 1項の規定により許可を受けたものとみなされた揚水設備 (前項に掲げる揚水設備を除く。以下「許可済揚水設備」という。) 並びに同日の前において設置されている揚水設備で同月30日までの間に提出された条例第43条の 5第 3項の届出書に係るもの (以下「届出済揚水設備」という。) については、当分の間、別表第 9の11の規定にかかわらず、同表の 1の項から 3の項までに規定する許可の基準は適用せず、同表の 4の項に規定する許可の基準は、次の表の上欄に掲げる区域の同表の中欄に掲げる揚水設備ごとに同表の下欄に定めるとおりとする。

別表第 9の 10第 1号に掲げる区域	許可済揚水設備  届出済揚水設備	許可に係る 1日当たりの揚水量以下であること。  届出に係る 1日当たりの揚水量以下であること。
別表第 9の 10第 2号に掲げる区域	届出済揚水設備を設置する工場等の揚水設備による 1日当たりの総揚水量が 350立方メートルを超える場合で当該届出済揚水設備により採取する地下水が次の各号のいずれかに該当する揚水設備 (1) 工業の用に供しようとする地下水 (2) 建築物地下水 (3) 温泉	届出に係る 1日当たりの揚水量に0.8を乗じて得た量 (当該乗じて得た量が 350立方メートル以下であるときは、350立方メートル) であること。

	(4) 鉱業の用に供しようとする地下水 (5) 工業用水道事業により供給しようとする地下水	
	その他の揚水設備	届出に係る 1日当たりの揚水量以下であること。
別表第 9の10第 3号に掲げる区域	すべての揚水設備	届出に係る 1日当たりの揚水量以下であること。

※ 別表第 9の10(揚水規制区域)(抜すい)

- (1) 名古屋市の区域のうち中村区、熱田区、中川区、港区及び南区(中略)の区域
- (2) 名古屋市の区域のうち千種区(市道大幸谷口線、天満通及び田代本通以西の区域に限る。)、東区、北区、西区、中区、昭和区(市道川原通線及び壇浜通線以西の区域に限る。)、瑞穂区及び緑区(名古屋鉄道名古屋本線以西の区域に限る。)(中略)の区域
- (3) 名古屋市(前 2号に掲げる区域を除く。)(中略)の区域

備考 この表に掲げる区域は、昭和51年 4月 1日における行政区画、道路又は鉄道によって表示されたものとする。

※ 別表 9の11(揚水設備に係る許可の基準)

1	ストレーナーの位置	地表面した10メートル以浅であること。
2	揚水機の吐出口の断面積	19 平方センチメートル以下であること。
3	揚水機の原動機の定格能力	2.2 キロワット以下であること。
4	揚水設備を設置する工場等の揚水設備による 1日当たりの総揚水量	350 立方メートル以下であること。